

年度課税用

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(宛先) 岡崎市長 令和 年 月 日提出	給与 支払者 (特別徴収義務者)	所在地 又は住所	〒 -					特別徴収義務者 指定番号	
		名称 又は氏名						宛名番号	
		法人番号又は個人番号						連絡先 電話番号	- -
給与所得者(異動者)		フリガナ 氏名 生年月日 明大昭平 旧姓 個人番号 異動後の住所 電話 - -	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日 年 月 日	異動事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 税額が給与額より大きい 7 給与の支払が不定期 8 会社解散	退職したその年の 1月1日から退職時 までの給与支払額	
月分	月分			円					
月分	月分			円					
(ア)	(イ)			(ウ)=(ア)-(イ)	控除社会 保険料額				
円	円			円	円				

「退職したその年の1月1日から退職時までの給与支払額」欄は給与支払報告書の提出により、記入を省略できます。

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

A 転勤・特別徴収継続 新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

新特別徴収義務者	所在地 又は住所	〒 -				
	フリガナ					
	名称 又は氏名					
	法人番号 (個人番号は記載 しないでください。)					
	連絡先 電話番号	- -	担当者			
月分から納入します。(月 日納期分)						
新特別徴収義務者指定番号			新受給者番号			

●必ず転勤先に連絡、確認した上で記入してください。

B 一括徴収 退職時に特別徴収義務者が給与等から徴収する場合

一括徴収した税額は 月分とあわせて納入します。
(月 日納期分)

一括徴収 の理由	1 異動が12月31日以前で、申出があったため (月 日 申出) 2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため
一括徴収税額 (ウ)の金額	円

●死亡退職された場合は未徴収税額を一括徴収せずに普通徴収にしてください。
●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています(1月1日以降は異動者の確認印は不要です。)

C 普通徴収 個人で納付する場合

一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。
1 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため
2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
3 死亡による退職のため

※市処理欄

宛名番号	
未徴収税額	
異動事由	未徴収月
予備	